特定非営利活動法人子ども劇場東京都協議会定款

第1章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人子ども劇場東京都協議会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、『子どもの文化的権利の保障のために、広範な大人が共同して、子どもたちとともに、演劇・音楽・芸能・遊びなどの様々な文化活動を総合的に地域につくる』ことを主旨とした、都内各地の子ども劇場をはじめとする地域の子どもの文化団体の交流や、子どもの文化に関心のある都民を対象とした研究会などの開催や情報提供などを通して、地域の子どもの文化の発展と向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 地域の子どもの文化団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(2) 文化、芸術の振興を図る活動
(3) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利事業として次の事業を行う。

(1) 子ども劇場をはじめとする地域の子どもの文化団体間の交流
(2) 子どもと舞台芸術及び子どもの文化活動に関する振興活動及び研究会・講演会・講習会・セミナーの開催
(3) 子どもと文化に関する情報収集や情報提供
(4) 子どもの舞台芸術公演の実施のための企画調整事業
(5) その他、目的を達成するために必要な活動

第3章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同し、活動を推進する団体及び個人
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援する団体及び個人

（入会）

第７条　会員の入会について特に条件は付さない

２　会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出しなければならない。理事

長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条　会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 10 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 正当な理由なく会費を１年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(2) 本人が死亡、又は失踪宣告を受けた場合、又は団体が消滅したとき。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　10 人以上 20 人以内

(2) 監事　　1 人以上 3 人以内

2　理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長、1 人を専務理事、3 人以上を常任理事とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事候補者は、正会員または理事会の推薦をうけた個人とする。

3　理事長及び副理事長、専務理事、常任理事は、理事の互選とする。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位によりその職務を代行する。

3　専務理事は、この法人の業務を掌握する。

4　常任理事は、この法人の日常業務を取り扱う。

5　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第 20 条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務長及び必要な職員を置く。

2　事務長及び職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章　会議

（種別）

第 21 条　この法人の会議は、通常総会及び臨時総会、理事会、常任理事会の 4 種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

2　理事会は、理事をもって構成する。

3　常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算、並びにその変更に関する事項

(5) 事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

2　理事会は、以下の事項につき議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3　常任理事会は、以下の事項につき協議する。

(1) 理事会提出議案の作成に関する事項

(2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事の要請があったとき。

(2) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4　常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事の要請によりそのつど開催する。

（招集）

第 25 条　会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

4　理事会、常任理事会の招集については、別に定める運営規定によるものとする。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
2　理事会および常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
2　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
3　常任理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決）
第 28 条　会議における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって決する。
3　理事会、常任理事会の議事は、構成員総数の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。また各理事の表決権は平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
4　2 項及び 3 項の規定により表決した当該正会員及び当該理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。
5　会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3　理事会の議事録については、別に定める運営規定によるものとする。

第6章　資産及び会計

（資産の構成）
第 31 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 資産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の区分)
第32条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)
第33条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)
第34条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)
第35条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(経費の支弁)
第36条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)
第37条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第38条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)
第39条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第40条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)
第41条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 42 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 43 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第 44 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　雑則

（公告の方法）

第 45 条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

（細則）

第 46 条　この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経てこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	漆畑	栄子
副理事長	鈴木	芳子
専務理事	川﨑	真也子
常任理事	加瀬部	克子
	中屋	三鈴
	中屋	宏悦
	宮	浩子
理　事	浅野	里惠子
	内山	江差夫

	川﨑	由保
	鈴木	尚子
	津田	益宏
	長谷川	元文
	平澤	千津
監　事	末松	瑞惠

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	団体	年	200,000円
	個人	年	50,000円
賛助会員	団体	年	10,000円
	個人	年	5,000円